

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	2800000283199
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	松江市石橋町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩	原因及びその日付〔登記の日付〕	
177番17	田	⑩	205	余白	
余白	宅地		214	87	②③昭和41年2月20日地目変更 〔昭和44年7月25日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日
余白	余白		304	12	③181番7を合筆 〔令和7年8月18日〕
余白	余白		412	57	③錯誤 〔令和7年9月29日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和44年7月25日 第13674号	原因 昭和41年3月16日売買 所有者 島 根 県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日
2	合併による所有権登記	令和7年8月13日 第9667号	所有者 島 根 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年9月30日

松江地方法務局

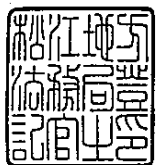
登記官

高 島 尚 司

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D65711 (1 / 2)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	2800000428454
地図番号	た2-1-1、2-1-2	筆界特定	余白		
所 在	松江市大輪町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 割	原因及びその日付〔登記の日付〕	
414番9	宅地	⑩	2010	43	414番から分筆 〔昭和39年4月22日〕
余白	余白		6125	40	③414番9、同番11に分筆 〔昭和42年7月20日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日
余白	余白		5710	46	③錯誤、414番9、414番14に分筆 〔平成20年12月17日〕

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和41年3月23日 第3492号	原因 昭和41年3月16日売買 所有者 島 根 県 順位11番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年4月24日
松江地方法務局

登記官

高 島 尚 司

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55622 (4/10)

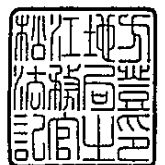


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	2800000428456
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	松江市大輪町				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
414番11	宅地	520	64	414番9から分筆 〔昭和42年7月20日〕	
余白	余白	405	13	③414番11、414番12に分筆 〔昭和48年11月9日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日	
余白	余白	406	81	③錯誤 〔令和7年9月29日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和47年11月9日 第21645号	原因 昭和47年10月18日交換 所有者 島 根 県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年9月30日
松江地方法務局

登記官

高 島 尚 司

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D65711 (2/2)



1/1

表 題 部		(主である建物の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	2800000433614
所在図番号		余白					
所 在		松江市大輪町 414番地9				余白	
家屋番号		414番9				余白	
① 種 類	② 構 造		③ 床 面 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建		1階	230	23	昭和42年7月13日新築	
			2階	230	23		
			3階	230	23		
余白	余白		余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月10日	
表 題 部		(附属建物の表示)					
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	倉庫	コンクリートブロック造スレート葺平家建	41	81	余白		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和42年7月28日 第10016号	所有者 島根県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月10日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年4月24日
松江地方法務局

登記官

高島尚司

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55622 (8/10)

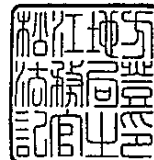


表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	2800000433615
所在図番号	余白				
所 在	松江市大輪町 414番地9				余白
家屋番号	414番9の1				余白
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	1階	230	23	昭和43年7月9日新築
		2階	230	23	
		3階	230	23	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月10日	

表 題 部 (附属建物の表示)				
符 号	① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	共同住宅	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	1階 230 23 2階 230 23 3階 230 23	余白
2	物置	コンクリートブロック造スレート葺平家建	41 81	余白
3	物置	コンクリートブロック造スレート葺平家建	42 41	余白

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和43年8月22日 第13499号	所有者 島 根 県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月10日

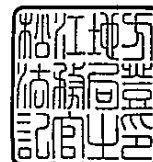


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年4月24日
松江地方法務局

登記官

高 島 尚 司



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D5562-2 (9/10)

1/1

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	2800000433616
所在図番号	余白				
所 在	松江市大輪町 414番地9			余白	
家屋番号	414番9の2			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	1階	345	35	昭和42年7月19日新築
		2階	352	45	
		3階	352	45	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第 2項の規定により移記 平成13年5月10日	
表 題 部 (附属建物の表示)					
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	コンクリートブロッ ク造スレート葺平家 建	38	37	余白
2	物置	コンクリートブロッ ク造スレート葺平家 建	24	61	余白
3	ポンプ室	コンクリートブロッ ク造陸屋根平家建	6	33	年月日不詳取壊し 〔令和8年3月26日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和58年12月22日 第27971号	原因 昭和58年1月20日売買 所有者 島 根 県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年9月3日
松江地方法務局

登記官

高 島 尚 司

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D.8.4.6.5.4 (= 1 / 1)

